

まちなか店舗情報コーナーはがきサイズ広告等設置取扱要領

- まちなか店舗情報コーナーは、穂の国とよはし芸術劇場「プラット」、こども未来館ここにここに設置してある広告スペースです。
- 広告は、掲載申込書（別紙1）により、提出を受け付け、広告設置決定日より期限なく設置が可能です。広告の更新・追加・差替は、広告設置可能期間内であれば可能です。
- 対象事業者は、原則として豊橋市中心市街地活性化基本計画に定める計画区域内の商業・サービス業重点地区及び住・商混合地区内で商業・サービス業の店舗営業を行う者としてします。
- 申込内容の精査後、掲載の可否に関わらず、申込者へ掲載決定通知書（別紙2）を送付します。
- 広告の設置場所・設置位置は、まちなか活性化推進協議会にて決定致します。
- 設置する広告は、広告設置申込者の責任及び負担で作成するものとしてします。
- 設置できる広告の規格は、はがきサイズ（100mm×148mm）とします。また、A4サイズ等のチラシをはがきサイズに折り込んだ広告の設置も可能です。（はがきサイズに折った上、納品して下さい。その際は、表面に店名が来るように折り込めるデザインにしてください。）
また、立てて設置した際に折れ曲がらない様な厚さの紙をご使用ください。
- 広告の納品は、豊橋まちなか活性化推進協議会事務局（豊橋市都市計画部まちなか活性課内）（豊橋市松葉町2-10）まで持参してください。1度に納品いただける部数は300枚までとします。
- まちなか店舗情報コーナーの広告の在庫管理は、豊橋まちなか活性化推進協議会にて行います。在庫数が不足した場合は、広告の追加納品を電話にて連絡差し上げます。
- 設置可能箇所が限られていますので、多くの設置希望者がいる場合は適時入替を行います。
- 次に該当する場合は、広告の設置はできません。
 - ・豊橋市広告掲載基準第2条に該当する業種又は事業者
 - ・豊橋市広告掲載要綱及び豊橋市広告掲載基準を遵守しない場合また、上記以外にも施設の性質上、業種や内容により設置できない場合があります。
- 設置が決定された広告においても、広告の内容、デザイン等が法令等に違反しているとき又はそのおそれがあるときは、豊橋まちなか活性化推進協議会は広告内容等の変更を求め、対応できない場合に

は広告設置の決定を取り消すことができるものとします。

- 広告の内容に関する一切の責任は、広告設置申込者が負うものとし、豊橋まちなか活性化推進協議会は発生したトラブルについて一切の責任を負いません。
- まちなか店舗情報コーナーの広告効果を把握するために、設置した広告の利用状況等をまちなか活性課より確認させていただく場合がありますのでご協力をお願いします。
- はがき広告等の設置及び Instagram への店舗 PR 掲載申込書は同一の様式であり、一度の提出で両方または、どちららか片方の掲載への申込が可能です。

■ 主な掲載項目

| | |
|-------------------|--|
| 店舗名 | 店舗名の記載をお願い致します。(原文そのままに掲載するため、誤字・脱字、スペル等のお間違いがないようお気を付けください。) |
| 主な取扱商品 (値段も併記) | 販売する商品について、値段も併記して記載をお願い致します。 (例：〇〇バーガー・850 円 (税込)) |
| 販売方法 | 店頭販売やネット販売などの販売方法の記載をお願い致します。(テイクアウトやデリバリー可能、電話等での事前予約が必要な場合も併せて記載をお願い致します。) |
| 営業時間 | 営業時間の記載をお願い致します。曜日等によって営業時間が違う場合、そのように記載してください。 |
| 定休日 | ○曜日休みや定休日なしなど、店舗の定休日の記載をお願い致します。 |
| 住所 | 店舗住所・郵便番号の記載をお願い致します。 (丁目や番地などお間違いのないようお気を付けください。) |
| 問い合わせ先 | 店舗の電話番号の記載をお願い致します。(携帯電話・固定電話は問いません。各店舗にお任せ致します。) |
| 代表者役職・氏名 | 掲載決定通知書内で記載させていただきますので、代表者様の役職及び氏名の記載をお願い致します。(※こちらは Instagram に掲載致しません。) |
| 担当者 (ふりがな) | まちなか活性課職員が確認等のためにお電話した時に対応していただく方のお名前・ふりがなの記載をお願い致します。 (※こちらは Instagram に掲載致しません。) |
| 商品写真等の提出方法 | 商品写真や店舗の写真の提供方法をどちらかお選びください。 HP や SNS からの引用を許可してくださる店舗様については、サイト URL やアカウント名・アカウント ID 等の記載をお願い致します。 また、引用の許可をされない場合でも HP の URL や SNS アカウントを記載していただいた場合は、URL ・アカウント名を投稿内に掲載いたします。 ※当課職員が購入させていただいた各店舗の商品・店舗外観を撮影して利用させていただく場合もございます。 |

| | |
|----------------|--|
| ひとこと (PR文章) | Instagram 本文に掲載する店舗・商品 PR 文章の記載をお願い致します。 (※誤字・脱字、スペル間違いのないようお気を付けてください。誤りがあった場合は、当課で修正させていただく場合もございます。) |
| 掲載方法 | はがきサイズ広告の設置か Instagram への投稿もしくは、その両方か、可能な掲載方法をお選びください。 |

この要領は、平成26年11月4日から適用します。

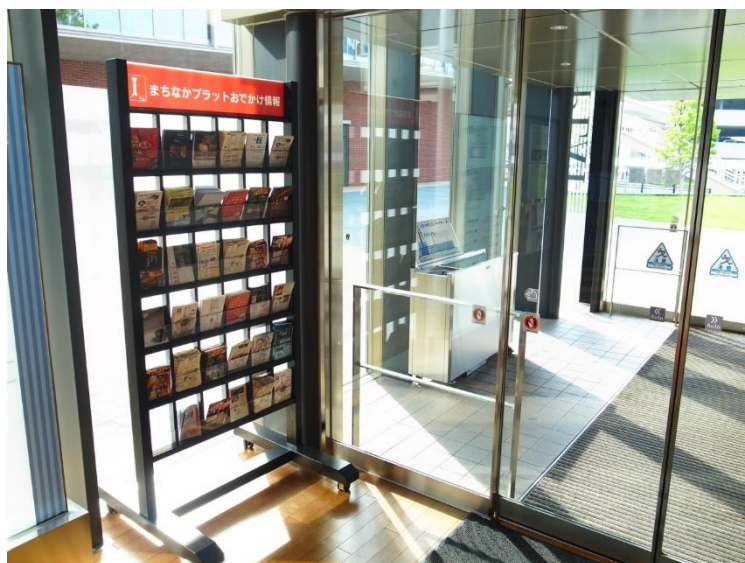
この要領は、令和2年4月17日より適用します。

まちなか店舗情報コーナー画像イメージ

●こども未来館ここにこ



●穂の国とよはし芸術劇場 PLAT



令和 年 月 日

豊橋まちなか活性化推進協議会「まちなか店舗情報コーナー」掲載 申込書

豊橋まちなか活性化推進協議会

会長 佐原 光一 様

申込者

住 所

氏 名

(TEL :)

記

| | |
|-------------------|---|
| 店舗名 | |
| 主な取扱商品 (値段も併記) | |
| 販売方法 | (例：テイクアウト、デリバリー可能など) |
| 営業時間 | |
| 定休日 | |
| 住所 | 〒 豊橋市 |
| 問い合わせ先 | |
| 代表者役職・氏名 | |
| 担当者 (ふりがな) | |
| 商品写真等の提出方法 | <input type="checkbox"/> メール添付 <input type="checkbox"/> HP や SNS の写真や文章の使用を許可 ※引用を許可されない場合でも↓に記載していただければ、投稿内に掲載いたします。 URL : () SNS : () |
| ひとこと (PR 文章) | |
| 掲載方法 | <input type="checkbox"/> はがきサイズ広告の設置 <input type="checkbox"/> Instagram への投稿 ↑複数選択可能。可能な掲載方法をお選びください。 |

令和 年 月 日

豊橋まちなか活性化推進協議会「まちなか店舗情報コーナー」掲載決定通知書

様

豊橋まちなか活性化推進協議会
会長 佐原 光一

申込がありました豊橋まちなか活性化推進協議会「まちなか店舗情報コーナー」への店舗PR掲載について、次の通り決定しましたので通知します。

記

| 決定区分 | | <input type="checkbox"/> 掲載する <input type="checkbox"/> 掲載しない 理由 () |
|--------------------------------|-----------|--|
| 店舗 PR 掲載 希望 者 情 | 所在地 | |
| | 名称 | |
| | 代表者役職名・氏名 | |

豊橋まちなか活性化推進協議会 事務局
(豊橋市役所都市計画部まちなか活性課内)

TEL (0532)55-8101

FAX (0532)55-8100

Mail suikyou@city.toyohashi.lg.jp